

学びの 広場



▲美郷フェスタでの押し花体験コーナー(上)と園芸コーナー(右)

楽しみながら自分を高める生涯学習は、いきいきと充実した生活をおくるために欠かせないものです。町内には文芸、絵画、手芸、舞踊をはじめとして、学習を深めている団体がたくさんあります。興味を持たれたらぜひ体験してみてください。どの団体もあたたかく迎えてくれるはずですよ。

そうは言っても、最初は何かと不安だという方もおられるでしょう。そういう場合は、各地区の公民館や生涯学習奨励員にご相談ください。

生涯学習奨励員は、次のような活動をしています。

①学習相談に応じます。

学習講座やサークルへの入会案内、施設利用、活動場所や指導者の情報を提供します。

②学習講座やサークル運営のお世話をしています。

③さまざまな機会をとらえて学習事例を紹介します。

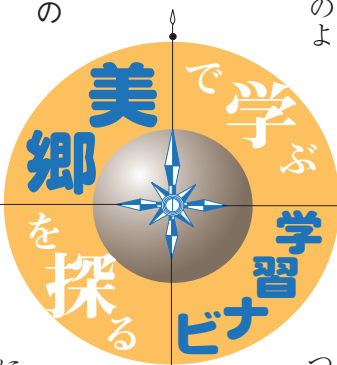
来月からはこのコーナーで、学習講座やサークルの活動事例を紹介していきます。

④町の各団体の主催行事に協力します。

美郷フェスタや公民館行事に協力します。

奨励員の問い合わせ先は、4月に配布する「生涯学習ガイド」に記載しています。お気軽にご相談ください。

(生涯学習奨励員 田口)



一丈木遺跡は、紀元前約四千年前の縄文時代中期前半から末期にかけて営まれた遺跡です。現在の一丈木公園周辺部分を加えた遺跡の面積は約四万五千㎡と推定されています。

昭和四十七年から三回にわたって行われた発掘調査の結果、竪穴住居跡を十九軒確認しました。竪穴住居跡は円形に近い形をしており、中には暖をとったり炊事をするために使ったと思われる石囲炉や石囲炉と埋甕がある住居跡もありました。また、住居跡の近くからはフラスコ状の穴も見つかりました。生活のために食料などを貯蔵した穴として使われたものと考えられています。

出土した遺物は、縄文時代中期中頃の土器であり、表現豊かな土器製作技術から、物質的にも精神的にも豊かな生活ぶりが見えられます。土器を置くための器台、文様で人間の顔を表現している土版、表面に縄文が施されており、先端はとがっている土剣などが見つかっています。

一丈木遺跡は、主に縄文時代中期中頃に、『一丈木ムラ』としてこの地域の中心的な役割を果たした遺跡です。昭和五十一年、県史跡指定となり、現在では史跡公園として竪穴住居を復元し活用されています。また、発掘調査で出土しました土器や石器は郷土資料館に展示しています。

発掘調査で出土した土器



文化財 探訪

No.1

環境にやさしい町づくり ISO14001環境マネジメントシステムへの取り組み

エコ家計簿をつけてみませんか？



この「エコ家計簿」は、私たちの日常の生活やオフィス活動によって排出される温暖ガスの二酸化炭素量やごみの量を減らし、地球にやさしいライフスタイルやエコ・オフィスを実現するための点検簿です。

こうしたライフスタイルの転換は、家庭やオフィスの経費節約にもつながります。

毎月の電気、ガス、水道の請求書や灯油、ガソリンのレシート、出したごみの量がわかればOK！まずはご自宅やオフィスのデータを知り、まとめてみましょう。

「エコ家計簿」には、環境に関する情報も載せてありますので、それらを参考にして、経費節約につながるエコライフを、できることから実践してみましょう！！

エコ家計簿は、美郷町役場住民生活課(千畑庁舎)や県の地域振興局環境指導課で配布しています。環境あきた創造課のホームページ(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)からダウンロードすることもできます。

こどもエコクラブに集まれ!!

こどもエコクラブは、小中学生なら誰でも参加できる環境活動クラブで、約83,000人(平成16年度)が参加しています。

主な活動内容は、クラブが自主的に行う生きもの調査、町のエコチェック、リサイクル活動などの「エコロジカルあくしょん」と、事務局(環境省)から配られるニュース(資料)を通じて毎日の生活の中で地球や環境のことを楽しく考えるプログラム「エコロジカルとれーにんぐ」の二つで、他のクラブと交流することもできます。



問い合わせ 役場(六郷庁舎)町長公室 行政推進班 ☎0187-84-4900(内線1224)

自然保護におけるISO14001への取り組み

県や町では、自然保護に関連する条例等がいくつか制定されています。町ではそれらの条例等を順守することを環境に優しいまちづくりへ向けての取り組みの一つとしています。そのため、町民の皆さんにぜひ知ってほしい条例等の概要をお知らせします。

●秋田県立自然公園条例

指定の自然公園の名称	指定面積
真木・真昼県立自然公園	5,902.81ha(うち美郷町分 1,695.16ha)

公園内における次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければできませんので必ず届け出が必要です。

- ①工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ②木竹を伐採すること。
- ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ④高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- ⑤山岳に生息する動物で知事が指定するものを捕獲若しくは殺傷し、又はその卵を採取すること。
- ⑥広告物その他これに類する物を設置すること。 など

●採取または損傷を制限する指定植物 (注意：ほんの一例です)

	科名	種名
4月の花	ユリ	カタクリ(低山から高山まで広く分布している)
		ショウジョウバカマ(雪消えとともに低山から高山へと咲いていく)
5月の花	ツツジ	ムラサキヤシツツジ(低山から亜高山まで見られる)
	スマイレ	スマイレサイシン(林床に見られるやや大型のスマイレ)
	カタバミ	ミヤマカタバミ(林床に普通に見られる)

●罰則等

違反した者に対して原状回復命令など必要な措置を講じるよう求められます。場合によっては、自然公園法の規定により懲役または罰金刑に処せられます。

問い合わせ 役場(六郷庁舎)商工観光課 観光班 ☎0187-84-4909